

「官民連携による国際クルーズ拠点」として  
那覇港管理組合と連携する  
クルーズ船社選定に関する基本的な考え方

那覇港管理組合

平成 30 年 7 月 27 日

## 目 次

第 1	那覇港の目指す方向性	P 1
第 2	選定方法等	P 1、2
第 3	応募者の参加資格	P 2
第 4	選定委員会の設置	P 2
第 5	審査の流れ	P 3
第 6	那覇港国際クルーズ拠点について	P 3、4
第 7	提案書の審査	P 4、5、6
第 8	基本的な考え方に関する質問の受付及び回答の方法	P 6
第 9	個別対話の実施	P 6、7
第 10	留意事項	P 7、8
第 11	今後のスケジュール（予定）	P 8、9
第 12	その他	P 9
様式 1	「基本的な考え方」に関する質問書	P 10
様式 2	個別対話参加申込書	P 11
様式 3	個別対話に関する内容確認書	P 12

那覇港管理組合（以下、「組合」という。）は、急増するクルーズ船の寄港需要への対応や将来の沖縄におけるクルーズ振興のため、第2クルーズバースの整備を計画している。国土交通省港湾局（以下、「国」という。）が、平成30年5月31日付けで公表した「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」の募集予定（以下、「目論見」）に応募するため、組合との連携を希望するクルーズ船社を募集する。

本書は、組合が目指すクルーズ拠点形成の方向性を示すとともに、組合と連携するクルーズ船社（以下、「連携船社」という。）を公平かつ公正に選定するための「基本的な考え方」を示したものである。

## 第1 那覇港の目指す方向性

平成29年5月沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画(改定計画)」では、沖縄県の目指す将来像として「希望と活力にあふれる豊かな島」を掲げ、その基本施策として「世界水準の観光リゾート地」の形成を目指している。

沖縄県は、「世界水準の観光リゾート地」の形成に資するため、沖縄のクルーズ振興の中長期的な視点に基づいた包括的な新たな構想として、「東洋のカリブ構想」を平成30年3月に策定した。当該構想では、「南西諸島周遊クルーズの誘致」、「フライ&クルーズの促進」、「国内外クルーズ船の発着港、拠点港、母港化への推進」などを柱として東アジアのクルーズ拠点の形成に向けた取組みを具体的に示したものである。

組合としても、同構想の実現に向けて、沖縄県との連携強化を図りながら県内港湾における中核的な役割が果たせるよう、更なるクルーズ船寄港及び那覇港発着のフライ&クルーズを推進してきているところであり、那覇港の国際クルーズ拠点化を目指している。

「東洋のカリブ構想」において組合に求められている主な取組みは以下のとおり

- (1) 第2クルーズバース及び専用ターミナルの整備促進
- (2) 段階を踏んだクルーズ船の発着港、拠点港、母港化に向けた取組
- (3) 空の玄関である那覇空港と近接している那覇港のポテンシャルを最大限活かし、那覇空港、「うみそらトンネル」、若狭クルーズバース、の最短移動行程を活かしたフライ&クルーズ推進

※「東洋のカリブ構想」の詳細については、以下のURLを参照

[http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/yuchi/h29touyou\\_nokaribukousou.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/yuchi/h29touyou_nokaribukousou.html)

## 第2 選定方法等

連携船社は、公募により選定する。

選定にあたっては、応募者の参加資格の有無を判断する「参加資格確認」と、応募者の提案内容等を審査する「提案審査」を実施する。

参加資格確認では、応募者の参加資格について、組合が審査を行う。参加資格要件を満たしていなければ失格となる。

提案審査では、応募者から提出された提案書の内容について選定委員会が審査を行う。選定委員会は、提案審査の結果に基づき、優先交渉権者候補及び次点交渉権者候補を選定し、組合に答申する。

組合は、選定委員会からの答申を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

### 第3 応募者の参加資格

応募者は以下の要件を満たすこと。

- (1) 那覇港を利用する計画を有しているとともに、那覇港において施設の整備等への投資意欲及び実行性を有しているクルーズ船社であること。
- (2) 将来において、日本への相当数の寄港及び発着計画を有しているクルーズ船社であること。
- (3) その他企業の経営状況等について要件を定める場合は募集要項で示す。

※ 複数のクルーズ船社の連名による応募も可とする。

但し、応募する際には、主となるクルーズ船社を事前に定めること。

### 第4 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定にあたり、提案内容を公平かつ公正に審査するため、組合は、学識経験者等により構成される選定委員会を設置している。

選定委員会の委員は以下のとおりである。

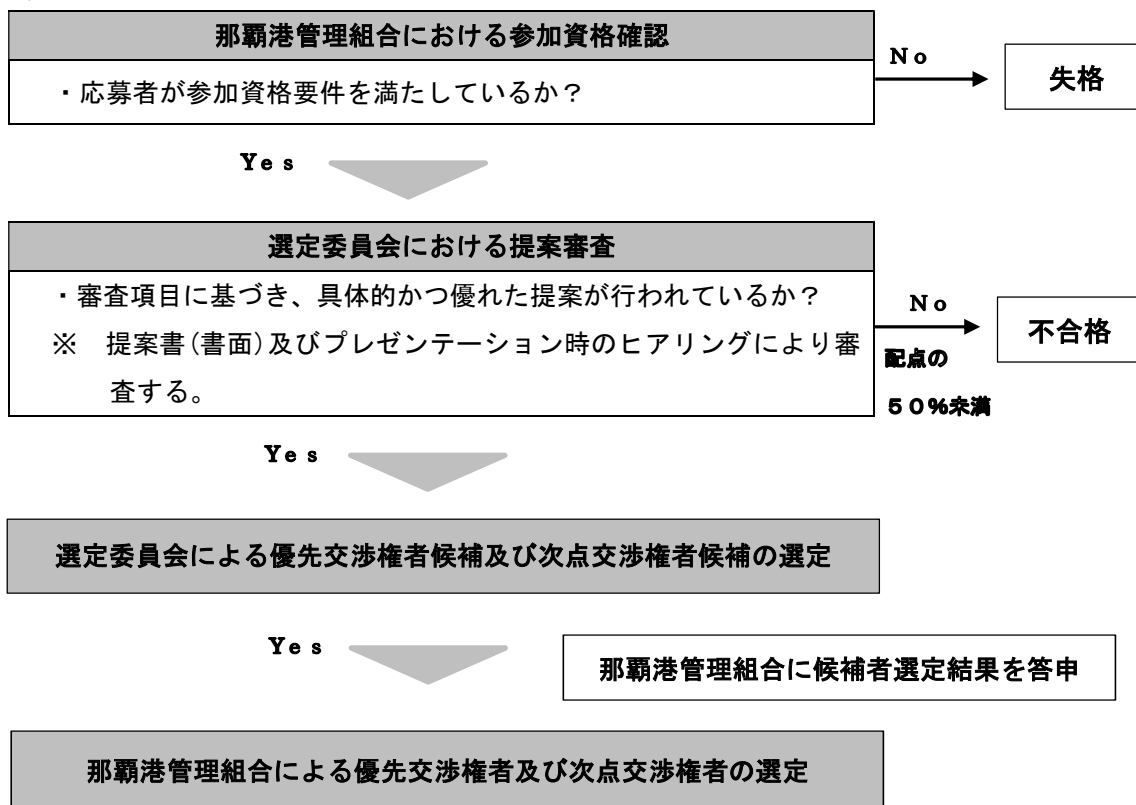
表 1-1 選定委員会委員

氏 名	職 名
池田 良穂	大阪経済法科大学 OUEL 研究センター 客員教授
下地 芳郎	琉球大学 国際地域創造学部 観光地域デザインプログラム 教授
大谷 健太郎	名桜大学 国際文化研究科 国際学群 観光産業教育研究学系 上級准教授
湧川 盛順	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー 専務理事
小山 岳史	小山会計事務所 公認会計士

\* なお、「連携船社」の選定までに、上記の委員に連携船社選定に関連して接触した者は、応募を無効とすることがある。

## 第5 審査の流れ

審査の流れは以下のとおりである。



## 第6 那覇港国際クルーズ拠点について

組合は、那覇港の第2クルーズバース計画位置において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る。対象箇所の立地条件等については以下のとおりである。

表 1-2 第2クルーズバース（国際クルーズ拠点）の立地条件等

項目	概要
所在地	沖縄県那覇市港町4丁目地先（新港ふ頭12, 13号岸壁）
敷地(埋立)面積	1.8~2.1ha
係留施設延長	430m
水深	-12m
その他	敷地の所有・利用等の権利関係は未定である。

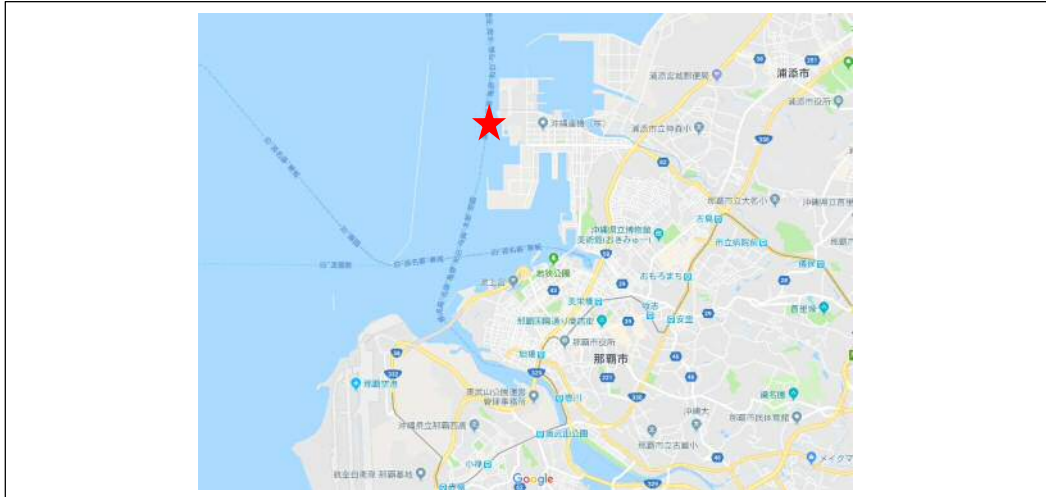


図 1-1 第 2 クルーズバース（国際クルーズ拠点）の位置図



図 1-2 第 2 クルーズバースの運用開始時のイメージ

注：係留施設、施設敷地及び通路は未整備であり今後埋立造成が必要。

## 2. 運用開始年

第 2 クルーズバースの供用開始年は、平成 34 年（2022 年）内を目標とする。ターミナルビルを含めた国際クルーズ拠点としての運営開始年については、今後の協議事項となる。

## 第 7 提案書の審査

組合は、連携を希望するクルーズ船社に対し、募集要項に基づいて那覇港における国際クルーズ拠点形成に対する投資や利用の考え方などについての提案書の

提出を求める。

選定委員会において、評価基準を設定し、提案書を評価する。また、選定委員会において評価した得点が配点の50%に達しない提案については、不合格とする。

選定委員会の審査にあたり重要な評価事項となる項目は以下のとおりであり、「沖縄県（経済・観光等）への貢献度」、「東洋のカリブ構想との整合性」、「実施手順」、「的確性」、「実現性」、「独自性」等を着目点として評価する。

また、「募集要項」及び「審査基準」の公表時には、以下の項目に対して要求水準を設ける場合がある。

表 1-3 重要な評価事項

項 目	内 容
国際クルーズ拠点形成の方針・目標	①運用開始年における国際クルーズ拠点としての那覇港の利用イメージ（発着港又は寄港地としてのそれぞれの利用日数、利用船舶、乗客数、集客範囲など） ②目標年（任意に設定）における国際クルーズ拠点としての那覇港の利用イメージ（発着港又は寄港地としてのそれぞれの利用日数、利用船舶、乗客数、集客範囲等） * ①②の提案にあたっては、目標とする那覇港の国際クルーズ拠点イメージ（寄港港※1、発着港※2、拠点港※3、母港※4）が描かれた内容とすること
国際クルーズ拠点施設の整備及び管理方法	①船社が整備する施設、配置 ②施設の規模（機能）、投資額 ③管理運営方針
岸壁利用に係る考え方	①優先予約可能期間 ②優先予約可能日数 ③優先予約受付期間と優先予約対象期間（優先予約対象期間の1年以上前までを優先予約受付期間とする提案とすること。） ※他社のクルーズ船の岸壁利用も含めた寄港回数増加（岸壁稼働率の向上）の工夫が図られているか
国際クルーズ拠点形成の効果、推進体制等	①国際クルーズ拠点形成に伴う経済効果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元地域活性化の取組み</li> <li>・地元での雇用人数</li> <li>・地元特産品等の船内搬入</li> <li>・地元の店舗、観光地等での消費（クルーズ船客に提供する寄港地観光の考え方）等</li> </ul> ②地元の自治体・経済団体等の連携による推進体制に関する考え方

- ※1 寄港港とは、クルーズツアー中に立ち寄る港
- ※2 発着港とは、クルーズツアーの発着地として、多くの乗船客の下船・乗船が実施される港
- ※3 拠点港とは、主に運航拠点として数ヶ月間、継続的に利用されている港
- ※4 母港とは、最も発着回数の多い港かつ優先的に使用できるバースのある港

## 第8 基本的な考え方に関する質問の受付及び回答の方法

### 1. 「基本的な考え方」に関する質問の受付

組合は、「基本的な考え方」に記載された内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

#### (1) 受付期間

平成30年7月30日（月）～8月3日（金）9時まで

#### (2) 提出書類

「基本的な考え方」に関する質問書（様式1）

#### (3) 提出方法

提出書類を電子メールによって送付すること。

件名を「【基本的な考え方】に関する質問」とし、送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

#### (4) 提出先

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課

E-mail : cruise@nahaport.jp 電話 : 098-868-2582

### 2. 基本的な考え方に関する質問への回答

上記1.により受け付けた質問及びこれに対する回答は、8月上旬までに組合のホームページにおいて公表する予定である。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

## 第9 個別対話の実施

### 1. 個別対話の受付

組合は、「募集要項」及び「審査基準」等の公表の前に応募を予定しているクルーズ船社との個別対話を実施する。個別対話を希望するクルーズ船社は「個別対話申込書（様式2）」及び「個別対話の内容確認書（様式3）」を提出し、「個別対話の内容確認書」に基づいて個別対話を実施する。

個別対話については、「基本的な考え方」、並びに8月上旬に公表を予定している「募集要項（案）」及び「那覇港クルーズ拠点形成協定書（案）」について組合と応



募者の認識に齟齬がないことの確認、応募者の適確な提案につなげること及び応募者がより参画しやすい事業内容等の検討の参考とすることを目的とし、実施するものである。なお、個別対話の内容に関しては、評価の対象とならない。

(1) 受付期間

平成30年8月8日(水)～8月14日(火)9時まで

(2) 対象者

応募を予定しているクルーズ船社

(3) 提出書類

① 個別対話参加申込書(様式2)

② 個別対話における内容確認書(様式3)

対話において、第8の「基本的な考え方」に関する質問以外で、「基本的な考え方」、「募集要項(案)」及び「那覇港クルーズ拠点形成協定書(案)(以下「協定書(案)」という。)」に関して、組合に直接確認したい事項を示すこと。

(4) 提出方法

提出書類を電子メールによって送付すること。

件名を「【基本的な考え方】に関する個別対話」とし、送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

(5) 提出先

那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課

E-mail : [cruise@nahaport.jp](mailto:cruise@nahaport.jp) 電話 : 098-868-2582

2. 個別対話の実施及び日程

組合は、クルーズ船社から提出された1.(3)②(個別対話に関する内容確認書)を基に個別対話を原則として平成30年8月20日(月)から8月22日(水)の間に実施する。なお、実施日の詳細な日時及び対話の実施方法については、組合と応募者(代表船社)との調整により決定する。使用言語は日本語とし、通訳が必要な場合はクルーズ船社が手配すること。

3. 個別対話結果の公表

個別対話の結果について、公表する必要があると判断される内容については、個別対話を実施した各応募者に通知するとともに、組合のホームページにおいて公表する。公表は9月上旬を予定している。

## 第10 留意事項

1. 国土交通省の第3次募集に応募する目論見においては、官民連携国際旅客船受入

促進協定※2（以下、「協定」という。）に定められる主な内容に関しても記載を行うとともに、国土交通省への応募前に組合と連携船社の間でこれらの記載内容について合意することが前提条件となる。

協定に定められる主な内容については、国土交通省が7月20日に公表した「官民連携による国際クルーズ拠点形成計画書（目論見）」の募集要項（素案）を参照すること。

2. 応募者は、連携船社として選定された場合、組合と共同で作成する目論見の調整作業を円滑に進めるため、事前に交渉責任者を選定し、所定の様式で組合に提出しなければならない。
3. 連携船社が協定に基づき優先使用できる岸壁は、第2クルーズバースに限るものとする。

※2 港湾法第50条の18に基づき国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者がクルーズ船社等と締結する協定

## 第11 今後（国土交通省の第3次公募に向けて）のスケジュール（予定）

1. 「基本的な考え方」の公表（組合のHP）  
平成30年7月26日(木)
2. 「基本的な考え方」に関する質問受付（様式1を提出）  
平成30年7月30日(月)～平成30年8月3日(金)
3. 「募集要項（案）」及び「協定書（案）」の公表（組合のHP）  
平成30年8月上旬
4. 質問への回答（組合のHP）  
平成30年8月上旬
5. 「個別対話参加申込書」及び「個別対話に関する内容確認書」の提出  
（様式2、様式3を提出）  
平成30年8月8日(水)～平成30年8月14日(火)
6. 個別対話  
平成30年8月20日(月)～平成30年8月22日(水)
7. 個別対話の結果の公表  
平成30年9月上旬
8. 「募集要項」及び「審査基準」等の公表（組合のHP）  
平成30年9月4日(火)
9. 「募集要項」「審査基準」及び「協定(案)」に関する質問受付（募集要項参照）  
平成30年9月5日(水)～平成30年9月11日(火)

10. 質問への回答（組合のHP）  
平成30年9月25日(火)
11. 参加表明書及び資格確認書類の受付  
平成30年9月18日(火)～平成30年9月28日(金)
12. 参加資格確認結果の通知  
平成30年10月上旬
13. 提案書の受付（様式は公表される募集要項参照）  
平成30年11月1日(木)～11月7日（水）
14. 提案者より選定委員に対するプレゼンテーション、選定委員の評価  
平成30年11月下旬
15. 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定（組合のHP）  
平成30年11月下旬
16. 優先交渉権者と目論見の作成
17. 国土交通省へ目論見の提出（官民連携国際旅客船受入促進協定の案を含む）  
平成30年12月下旬

## 第12 その他

本公募に関する意思疎通は原則として書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が外国クルーズ船社の場合、日本語と外国語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。

時刻表示は日本の標準時とする。

国土交通省港湾局による目論見の募集予定及び募集要項（素案）については、以下のURLを参照

[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr4\\_000040.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000040.html)